

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第1回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	令和3年6月29日(火) 午後2時00分から午後3時40分まで
3 開催方法	オンライン(ZOOM)と会場参加によるハイブリット開催
4 開催場所	津センターパレス2階 津市中央公民館情報研修室
5 出席した者の氏名	(津市地域自立支援協議会委員) 浅沼千恵、伊藤稔、金児美和子、川村浩樹、小柴正信、 高鶴かほる、千草篤麿、藤川保代、増田登志子、又市婦美子、 水谷多真子、村上美智代、村田達也、本弘路可、横山美香 (事務局) 健康福祉部長 國分靖久 健康福祉部次長 坂倉誠 障がい福祉課長 樋口哲也 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 堀川義隆 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 川北学 津市基幹障がい者相談支援センター 三栗陽子 津市地域障がい者相談支援センター 高村小百合 津地域障がい者就業・生活支援センターふらっと 小田洋靖
6 内容	議事 1 令和2年度各種事業等の実績報告について 2 令和3年度事業計画について 3 その他
7 公開又は非公開	公開
8 傍聴者の数	1人
9 担当	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話番号 (059) 229-3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

## 事務局

津市役所障がい福祉課川北です。私の声が聞こえているかその確認で、皆さん聞こえていますか。はい。皆さん聞こえていただいているということで。定時になりまして、本当であれば又市委員も2時から出席ということなのですが、先程連絡があつて少し遅れてから参加ということを知っておりますので、第1回の会議を始めたいと思います。それで、この進行の中で少しお願いごとなのですが、お話し合いしていただく際、発言等をする場合は、もう皆さん慣れてみえるかもしれませんが、手上げボタンを押すか、画面に向かって手を挙げてもらえれば、画像皆共有で見えておりますので、会長の方が指示していただければと思います、その辺だけすみませんが宜しくお願いします。

開催に当たって、課長の方から挨拶をお願いしたいと思います。

## 事務局

お待たせしました。声は聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。さっそくですが、定刻になりましたので、令和3年度第1回津市地域自立支援協議会を開催いたします。

わたくし、本年4月から障がい福祉課長となりました樋口と申します。よろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平素は障がい福祉行政に格別のご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。また、皆さまには、それぞれの立場で新型コロナウイルスの感染症予防の対応にご尽力いただきまして重ねてお礼の方申し上げさせていただきます。

本年、第1回目の協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ZOOMと会場でのハイブリット開催とさせていただきます。障がい福祉課としましては、初めての試みであり、不慣れな部分もございますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。また、ここで令和3年4月の人事異動により、新たに委員となられました方のご紹介をさせていただきたいと思います。社会福祉法人聖マッセヤ会心豊苑から村田達也委員、三重県障害者職業センターから川村浩樹委員のお二人でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は都合により、金子卓委員、塚本委員、後藤委員、丸山委員がご欠席でございます。また、ZOOMでご出席いただいております、横山委員におかれましては、ご都合により、3時頃に退席となります。

本会議につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づきまして公開として、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては議事録を作成のうえ、発言者の氏名を含めて津市のホームページで公開をさせていただくこととなりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。な

お、本日の傍聴者は1名でございます。

本日の出席委員は委員19名中、ZOOMでのご出席が11名、会場でのご出席が4名であり、津市自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席を得られておりますことから、この会議は成立していることをご報告いたします。

会議を始める前に資料の確認の方をさせていただきたいと思います。資料につきましては事項書が1枚と資料の一覧の通り1から8までの資料がございます。お手元の方でございますでしょうか。ありがとうございます。また、遅くなりましたが今回の協議会資料と合わせて津市障がい福祉総合プランの方も配布の方させていただいております。それでは津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により千草会長に今日の議事進行をお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

#### 千草会長

はい。宜しくお願いします。こういうかたちでよく慣れてる皆様方、沢山おられると思いますけれども、この協議会に関しまして初めてのことで、途中で画面が止まったり切れたりってこともあろうかと思いますが、今後こういうことが増えていくと思いますので、色々失敗があっても良いかと思います。

それで、さっそく何が起こるか分かりませんので始めていきたいと思いますが、報告の資料が沢山ございますので、また途中で退席される委員の方もおられますので資料のですね、まず1から6までというのが事項書の1番の令和2年度各種事業等の実績報告というので資料6までありますので、資料3まで説明報告をしていただいたところで一旦切りまして、そこで一度質疑とご発言をいただきたいというふうに思いますので宜しくお願いいたします。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

#### 事務局

事務局、障がい福祉課川北の方からご報告させていただきます。資料1に関する名簿なのですが、先程課長の方からもご報告があったように4月1日で2名の方が人事異動等により前任の方から後任の方というかたちでお二人、この協議会が初の協議会になられる方が2名みえます。資料1の2、差別解消専門部会についても、後任の方というかたちで川村委員さんに入っております。資料1の3、生活支援拠点等整備検討委員会については変更はありません。流れに沿って報告していきます。

資料2の1につきまして、昨年、令和2年度自立支援協議会に係る会議等、グループワーキング等の開催状況となります。昨年はコロナの関係もありまし

て、1回目は書面。それで2回目、3回目はお集りになっていただいて会議を開きました。差別解消専門部会については、昨年中は1回の実施となっております。地域移行、しごと、精神保健福祉のワーキンググループについては2カ月に1回程度で4回実施をしました。この報告については後程させていただきます。地域生活支援拠点等の整備検討委員会は1回の実施。事務局会議については、本会でご意見をいただく内容を整理する会議を4回実施しました。

その次に資料2の2は障がい者差別解消専門部会の資料となります。令和3年2月15日にさせていただきました。昨年4月から9月までにあった相談の事例の報告です。その事例は合理的配慮に関するものでありました。その時に、外国籍の方の障がい者やその保護者に対して、通訳、その必要性も高まっていますよね。そういった方へのスムーズな対応も合理的な配慮ですよね。というご意見をいただきまして、その後確認しましたところ、市民交流課の方で通訳が4名おられ、尚且つ、14言語に対応できるタブレットがあり、貸し出しもしているということです。本庁にはいろいろな課があるので、そういった機器を使ってスムーズにできていると思うのですが、ふと考えると総合支所ですね。河芸の方は通訳さんが以前からおられるのですが、それ以外の総合支所には通訳さんが不足しているのではないかと。障がい福祉に関する業務について総合支所に聞いてみたところ、本庁の通訳さんをお願いして本庁で聞き取りをしているといったことでした。これは障がい福祉課で決められることではないのですが、考えていかなければならないことの一つかなというふうに感じました。

その次に、職員の障がい者差別解消法研修については、動画視聴というかたちをとってですね、津市基幹障がい者相談支援センターのセンター長で委員でもあられる増田さんの方に、差別解消法と合理的配慮について研修動画を用意していただき、各タイトル約25分位のものを、各課、出先機関、少なくとも1名以上が視聴し、視聴した人が課内に周知をお願いするというかたちで、案内させていただきました。それで、175人の方が視聴していただきました。資料2の3がその研修内容です。少し内容厚いのですが、皆さんもこういった法律についてはご存知ではあるとは思いますが、再度確認ではないですが、今回資料に付けさせていただきました。差別解消法については中身的にいくと硬い文章ではありますが、パワーポイントを利用した動画を25分見ていただいたのと、その次に合理的配慮ですね。こちらの方は解消法に比べるともう少し身近なものになるのかなあというふうに思っていて、どちらかというと解消法も大事だとは思いますが、市職員が業務をする中では合理的な配慮の認識が特に必要なのではと考え研修を行いました。

その次に資料2の4なのですが、これは地域生活支援拠点等の整備について、これは過去から整備を進めることということで、令和5年までにはというふう

に国の方が示しているもので、こちらの方は昨年の協議会でお示しさせていただいたものを付けさせていただきました。それで、これから先どう進んでいるかっていうのはまだではありますが、拠点の体制についてはいくつかのメニューがあるのですけども、一番スタートを早くしなければならない緊急時の対応について、なるべく早く設置するようにこれから努力していくことになります。

その次に資料3ですね。資料3の1、資料3の2、資料3の3については精神保健福祉ワーキング、しごとワーキング、地域移行ワーキング、これが先程4回実施したお伝えしたワーキンググループの内容と簡単に資料を付けさせていただきました。これについては、津市基幹障がい者相談支援センターの方から報告の方をさせていただきたいと思っておりますので説明の方変わります。

#### 津市基幹障がい者相談支援センター

津市基幹障がい者相談支援センターの三栗です。ワーキンググループ会議の報告をさせていただきます。

まず、しごとワーキンググループの報告になります。資料の方3の1をご覧ください。ただけたらと思えます。ワーキンググループは3つとも第5期津市障がい福祉計画の重点課題にあがっているものをやっていますが、こちらの方は福祉施設から一般就労への移行の推進を目指して前年度に引き続いて就労移行支援事業所にスポットを当てて以下の協議を行いました。1番目にウィズコロナ時代の障害者就労の現状を把握して、今後の支援のあり方について検討する。2番目、相談支援専門員へのアプローチを考える。3番目、津市内の就労移行支援事業所それぞれの特色を明確にし、就労移行支援事業所を利用することのメリットを当事者や相談支援専門員、企業、関係機関等に周知させていく方法や手段を検討し、実行するとなっています。結果ですね。第1回から第4回のワーキング会議で、会場参加又は、リモート参加を可能にしました。津市内の就労移行支援事業所全5事業所による会議を3回開催し、ワーキングでの取り組みをスムーズに進めるための協議を行いました。上記1について、第1回しごとワーキング会議において、ウィズコロナ時代の障害者就労をテーマに、意見交換会を実施しました。各委員から新型コロナウイルスの影響、自粛期間中の利用者の様子、余暇活動等についての報告がありました。先行きの見えない状況下での就労支援における津市の現状を共有させていただきました。上記2と3についてですね。第2回から第3回しごとワーキング会議において相談支援専門員と就労を考えている当事者の方に向けたリーフレットを作成しました。1枚資料を捲っていただくと、タイトルが「働きたいの声が聴こえたら 就労移行支援事業所にご相談ください」というものなのですけども、こちらのリーフレットになります。当事者の方と相談支援専門員の方に向けて作らせていただきました。リーフレットの

内容は津市障がい者計画相談支援事業所連絡協議会役員会でも検討していたいて、相談支援専門員の多くは、就労移行支援事業について理解をしていますが、新しく相談支援専門員になった方に向けてと考えれば分かり易く良いのではないかというご意見をいただきました。第4回ワーキング会議については、公開研修を開催いたしました。またですね、1枚、2枚捲っていただくと資料が付いているのですけれども、こちらで動画による津市内5事業所、就労移行支援事業所5事業所の紹介をさせていただきました。事例発表として、テレワークと障がい者、超時短労働等のお話をしていただきました。参加者は36名のうち、リモート参加は21名でした。

それでは続きまして地域移行ワーキングの報告に移らせていただきます。資料が3の2ですね。重点課題である福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めるために以下のことを行いました。1番、ウィズコロナ時代の地域移行について検討する。2番、コロナ禍の中でも地域移行ワーキンググループ会議としてできることを考える。3番、社会資源見学会を開催する。第2回から第4回のワーキング会議で、会議参加またはリモート参加を可能としました。上記1、2について。第1回ワーキング会議において、ウィズコロナ時代の地域移行をテーマに意見交換を行いました。地域移行はなぜ進まないのか。本人の意向よりも家族の意向が重視されている。利用者の高齢化、重度化。ニーズに合致したグループホームがない。高齢の障がい者を対象としたグループホームがない。障がいの専門知識を持った職員がいるグループホームがないなど、グループホームから外へ出す体制がない。循環の発想があれば良いのではないかという意見がありました。支援者に地域移行を進めるゆとりがない。施設入所の入り口の段階で地域に戻る検討がされていないなどの意見がでました。第2回から3回のワーキング会議においては、コロナ渦の中でも地域移行ワーキング会議でできることは何かを検討しました。事例などを学べる勉強会、情報交換会をする。ZOOM等を使った施設見学会をする。各委員の施設で地域移行のモチベーションを保つための研修などを実施する。全ての施設でZOOM等のIT環境が整うように働きかける等の意見がでました。表記3の社会資源見学会オンライン見学会についてなのですが、地域移行ワーキングではここ数年継続した取り組みとして、退所後の生活の場を見に行く社会資源見学会を行ってきました。コロナ渦でも見学会を行っていくにはどうすれば良いかを検討していく中で、オンラインによる見学会が実施できるのではないかということになりました。また、見学先としては、高齢、重度化に対応できる日中サービス支援型グループホームが候補にあがりました。数年前に夢の郷様の日中サービス支援型のグループホームを見学させていただきました。とても良かったとの声が多くありましたので、本年度はその後にできた津市外の同型グループホームを見学することになりました。

事前に津市基幹相談支援センターが撮影に行かせていただき見学会当日には2つのグループホームの方にリモートでご参加いただくことができ、詳しい説明を聞かせていただきました。少しですが、当日の映像を映させていただきますので、ご覧下さい。画面を共有させていただきます。まずは鈴鹿にあるグループホーム鈴鹿清寿苑様です。こちらは2階の女性棟になりますね。こちらは1階の男性棟になります。こちらのグループホームは3障がい対象となっていて、バリアフリーで車椅子の方も安全に生活ができるようになっています。精神科病院から等の問い合わせも多く入っているということです。経営的には厳しくなってしまうところもあるのですが、区分4、5が中心ということで日中サービス支援型の対象としては比較的軽い区分の3の方もいらっしゃるということでした。続きまして、松阪市にありますほっとハウスプラスさんをご覧下さい。こちらのグループホームでは入居者は18名いらっしゃいます。全員の方が療育手帳をお持ちということでした。18名中、区分6の方が12名、5の方が3名、4の方が3名ということで区分の平均は5.5ということでした。18名中、重度加算の対象者が15名いらっしゃるということでした。学校を卒業して支援施設への選択肢しかなかった方が、学校に在学中から検討してこちらのグループホームで生活をしていくというケースもあるようです。津市の施設から地域移行で入居されている方もいらっしゃいました。その他、本年度、鈴鹿と名張に一つずつ日中サービス支援型グループホームができています。現在、県内に5事業所あります。新しくできたところはどちらも3障がい対象ということで、少しずつお部屋が埋まってきているということをお聞きしています。

資料に戻っていただいて資料3の3、精神保健福祉ワーキングの報告をさせていただきます。内容としましては第1回地域移行及び地域移行支援に関する状況の確認、第2回は一般相談支援事業所からの聞き取り、第3回は地域相談支援の活性化についての検討、第4回は地域移行支援啓発リーフレット作成についての検討を行いました。第1回会議では、市内3つの精神科病院に入院している方の地域移行支援の利用状況を確認し、2つの病院で必要に応じて導入されていることが分かりました。そして、他の1つの病院についても昨年度中に導入をされたということをお聞きしています。地域移行支援を行う一般相談支援事業者は市内に5箇所ありますが、実際に稼働しているのは1箇所であるため、利用希望者と資源のバランスについても確認を行いました。結果としては現時点で両者の乖離はなく、概ね対応できていることが分かりました。理由としては、稼働している1箇所の事業所が積極的に支援の依頼を受けていることが大きく、ただ1事業所では限界があり、また更なるニーズの広がりも見込めることから、今後は資源の不足が予想されることが分かってきました。第2回会議では、市内の一般相談支援事業者に出席を依頼し、現状と今後の意向についての聞き取りを

行いました。皆さん特定相談支援事業所でもあることから、そちらの運営に課題がとても多く、一般相談支援事業者として稼働することに困難を抱えていることが分かってきました。意見として多かったのは、業務の多忙さとそれに見合わない報酬の低さで、相談支援事業所が抱える経営面の厳しさが吐露されるかたちとなりました。第2回会議以降は、こんな厳しい状況の中でも地域相談支援を活性化させるための方策を話し合いました。特定相談支援と比較した際の地域移行支援の報酬の高さに着目した経営面からのアプローチの検討や地域移行支援啓発リーフレットの作成等に取り組みました。リーフレットは最後となる第4回で検討を始めました。配布する対象を明確にすること、具体的には対象を精神科病院のソーシャルワーカーに限定して、ソーシャルワーカーが退院支援に即効性を持って利用できるようなものにしようということになりました。令和2年度の会議では、具体的な内容の検討まではいたらなかったため、令和3年度に継続して取り組めれば良いと思っております。また、検討の中で早めに使えるリーフレットが欲しいという意見もありましたので、会議後に津市基幹相談支援センターで精神科病院からの地域移行に特化しない幅広い対象者向けのリーフレットを作成させていただき、相談支援センターのホームページから提供をさせていただいています。資料を1枚捲っていただいたものがそちらになります。こちらの方は支援施設の方の地域移行等にも使えるリーフレットとなっています。

以上でワーキングの報告を終わらせていただきます。

#### 千草会長

はい。ありがとうございます。途中ですけど資料の3まで、1、2、3と具体的にかなり丁寧な報告をいただきましたので、少しここで質疑を行っていきたいと思うのですが、発言をされる方は手を挙げていただくか、このマークですね、手を挙げるとかいうこんなの付きますけれども、こんのを挙げていただいても構いませんのでよろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。どなたか。発言ございましたら。私画面、**全員の方が**出ないもので切り替えたりしないといけないもので、もし、手を挙げていただいたら対応しますが、即座にいきませんので、どなたかご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また全体最初ですね、令和2年度各種事業等の実績報告について、資料6まで後4、5、6と説明をいただきますので、その後でまたもう一度1から含めてご質問等、あるいはご意見等あれば出していただいてもよろしいですが、今のところどうでしょうか、よろしいでしょうか。手を挙げてみえる方とか手を挙げるマークを出して見える方ございませんので、続けて資料4、5、6とお願いをしまして、また改めて最後にこの1番に関しまして、ご発言をいただきたいと思っております。



れでは事務局の方、引き続きお願いをいたします。

#### 津市基幹障がい者相談支援センター

はい。では続きまして。資料4の方の報告をさせていただきます。津市基幹障がい者相談支援センター、津市地域障がい者相談支援センターの業務内容と令和2年度の業務報告となります。既にご存知のことともありますが報告の流れ上、今一度お話をさせていただきますのでご了承の程よろしくお願いたします。スライドを作らせていただきましたので、資料と一緒にご覧ください。共有させていただきます。お手元の資料で4の1から1枚捲っていただくと重層的な相談支援体制の資料となります。こちらはですね、国から出されている資料で、最近では様々な研修で使われていて、特に相談支援専門員の資格研修である相談支援従事者研修で繰り返し繰り返し確認されています。地域の相談支援体制はこのような三層になっています。資料にはありませんが、こちらの相談支援体制を津市に当てはめるとこちらのような、スライドのようなかたちになっています。第1層が基本相談支援を基盤とした計画相談支援、津市には指定特定相談支援事業所が37事業所あります。内4事業所が休止となっています。第2層は一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業、こちらが津市地域障がい者相談支援センターになります。第3層が地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを行う基幹相談支援センター、こちらが津市基幹障がい者相談支援センターになります。第1層については本日資料がありませんので、この図で説明をさせていただくと、基本相談を基盤とした計画相談支援を行う機関であり、核となるのが相談支援専門員の皆さんということになります。第1層は特定相談支援事業所と契約を結んだ方しか受けられないという特徴があります。また、よく計画相談支援事業所と表現されてしまうことがあるのですが、プランニングをするだけではなく、本人、ご家族等から日々の相談を受ける基本相談が大変重要で基盤となっていることがこの図に明記されています。第3層である津市基幹障がい者相談支援センターと第2層である津市地域障がい者相談支援センターの業務内容と実績報告に移らせていただきます。資料の4の1をご覧ください。こちらが津市基幹障がい者相談支援センターの業務内容となります。こちらの事業を専門職2名事務員1名の3名で行っています。基幹相談支援センターは国の方から基本となる4つの機能が提示されていて、それに基づき地域の実情によって特色を持たせています。津市の業務内容は基本となる4つの機能にほぼ準じたものとなっています。内容を見ていきますと1つ目が地域の相談支援体制強化の取り組みで、相談支援事業者の人材育成等を行っています。市内に37箇所ある特定相談支援事業者を対象とした年4回以上の研修のほか、昨年度からは県が行っている相談支援従事者研修において、**市町でも** 実地研修

が必須になりましたので、そのことを踏まえて市と共に実習を開催しています。こちらは、初任者、これから相談支援専門員になる人達への研修の内容ですが、その中の実習部分、実習1、実習2となっているところを市町で独自に行っています。市町によって受講者の数が違うのですが、津市は毎年大変多くなっていて、昨年度は18名の方が受講されました。ちなみに本年度は更に多い28名の受講が決まっております。全国的にもそうですが、津市でも慢性的に相談支援専門員が不足しており、新たな相談支援専門員の育成は急務となっておりますので、今後もこの機能の充実が求められてきています。2つ目は権利擁護・虐待防止で津市虐待防止センターと津市障がい者差別解消窓口の機能を持っており障がい福祉課と共に働いています。こちらについては、この後市の方から報告があります。3つ目は地域移行、地域定着で、施設や病院等からの退所、退院を進め、地域で安心して暮らせる体制作りを行っています。津市には支援施設が10箇所、精神科病院が3箇所など、入院、入所の資源が非常に多いという特徴がありますので、こちらの対象となる方も非常に多くなってきています。こちらのスライドには入所施設や精神科病院へのはたらきかけと書いているのですが、実際には逆に施設や病院、そして相談支援専門員の方々から地域移行を進めたいので関わってほしいとご連絡をいただくことが非常に多く、共に地域移行を目指して協働しているところでもあります。4つ目は総合相談、専門相談となります。先程の三層構造の図にもありました通り、基本的には障がい福祉サービスを利用している方は第1層の特定相談支援事業所、障がい福祉サービスを利用していない方は第2層の津市地域障がい者相談支援センターが個別の相談支援を行っていますので、津市基幹障がい者相談支援センターではこの2層でカバーしきれないケースなどを行っています。具体的には先程の地域移行に困難さを抱えるケースや、虐待を受けていたケースなどになります。これらの4つの機能の推進のため、非常に重要な業務が津市地域自立支援協議会の参与となります。津市基幹障がい者相談支援センターでは先程ご報告させていただいたワーキンググループの企画、運営等を行っています。それでは次に津市地域障がい者相談支援センターの業務内容についてお伝えさせていただきます。こちらに書かれているように津市地域障がい者相談支援センターは、障がい者総合支援法第77条に基づく相談支援機関です。障がいのある方や家族、関係機関等からの相談に応じると共に、津市基幹障がい者相談支援センターと協働して、地域の相談支援体制強化の取り組み等を行っています。原則として18歳から64歳までの方に関する相談が対象となります。業務は大きく分けて2つになります。まず1つ目が個別ケースに対応する総合相談です。もう一つが基幹相談支援センターと協働して展開する地域の相談支援体制強化の取り組み等になっています。総合相談の内容としては、まず地域の1次相談窓口としての役割があります。相談受付

後は状況に応じて情報提供、他機関紹介、助言等を行います。また、必要な場合は継続した支援も行っています。特定相談支援事業所、計画相談支援が始まってから9年が経ちました。障がい福祉サービスを利用している方にはほぼ100パーセント相談支援専門員がつくようになりました。しかし、地域には相談支援に繋がっていない方が非常に多く、精神疾患が伺われる引きこもりの方や8050問題などが多く聞かれています。また多様性社会、地域共生社会を目指す中で、障がい福祉サービスを利用せずに暮らしていく方々をサポートする機関の必要性も高まってきています。こうした相談支援情勢の変化を受けて、平成31年4月に旧津市障がい者相談支援センターから現在の業務内容、業務体制に変わり、主として個別給付の隙間を埋める支援を行っています。職員体制は、専門職4名と津市基幹障がい者相談支援センターと兼務である事務員が1名となっております。

それでは最後に基幹及び地域障がい者相談支援センターの実績報告をさせていただきます。まずは津市基幹障がい者相談支援センターです。資料4の2をご覧ください。上の表は対象者と支援の内容の分布となります。支援の内容は先程お話しした4つの機能及び協議会の5つとなっております。体制強化が720件、権利擁護が444件、地域移行、地域定着が59件、協議会が399件、個別ケース、これが総合相談、専門相談になります。こちらが999件、その他が64件、合計で2685件となっております。下の表は対象者と支援方法の分布です。どんな方法を用いて相談支援が行われたかが示されています。電話が1383件、メール425件、こちらには郵送も含まれています。来所が170件、訪問が124件、同行が19件、直接が302件、ファックスが44件、会議が178件、研修等が30件、その他10件となっております。対象者としては市役所が655件、相談支援専門員が218件、地域障がい者相談支援センターが251件、その他の関係機関が1175件、利用者、関係者342件、その他が44件となっております。対象者のその他には研修の講師や津市で事業所を立ち上げたいと考えている方、地域の状況を聴きに来所されたりなどが含まれています。対象の分類に入らずに、その他となり、その後の関わりの中で関係機関になっていくことも多くあります。昨年度は津市の桜橋のドン・キホーテ様から地域貢献を行いたいのがどんなものが求められているかとの問い合わせの電話が入りました。その後、こちらからもお話を聞かせていただき、市や津地域障がい者就労・生活支援センターふらっとと共に、会議を重ねて桜橋のお店の一部を無償で提供していただくことになりました。現在市内の事業所がお弁当や手作りのものなどを販売しています。今は毎月の日程調整等を津市基幹障がい者相談支援センターで行っておりますが、ゆくゆくは事業所様で調整をしていただく予定です。また物品販売と共に障がい者雇用にも力を入れていただけることになりました。直接

の雇用だけでなく就労移行支援事業所の利用者などが就労前に職場体験を行えることになりました。始めは小さな問い合わせから始めることが新たな社会資源につながっていくことも多く、これからもこのような業務が増えていくものと考えています。

私からは以上です。次に地域障がい者相談支援センターの報告を担当者からさせていただきます。

#### 千草会長

報告の途中ではありますが、横山委員さん発言よろしいですか。よろしいでしょうか。お時間とか。

#### 横山委員

もう少し大丈夫です。それで津市地域障がい者相談支援センターの方の報告終わった後でお時間いただけたらと思います。

#### 千草会長

はい。分かりました。では事務局続けてお願いします。

#### 津市地域障がい者相談支援センター

失礼いたします。私は津市地域障がい者相談支援センターの高村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。日頃は相談支援センターにご指導、ご鞭撻をいただき、ありがとうございます。資料4の3、令和2年度津市地域障がい者相談支援センター実績報告をお目通しいたいただきながらお時間を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。支援の内容と件数という上から3段目のところなのですけれども、総合計が9270件になっております。支援の内容と件数なのですけれども、福祉サービスの利用者に関する支援、数字の大きなところで市役所、事業所、相談支援事業所、本人、それで、その他合計で5868件。健康医療に関する支援、病院、本人、ご家族、ご親戚で816件。不安の解消、情緒安定に関する支援、本人で1111件。生活技術に関する支援、本人、392件。関係機関115件で合計709件。全合計9270件となっております。支援方法と件数につきまして、電話相談が圧倒的に多い状況となっております。7587件。その間、状況に合わせて訪問業務を行わせていただきまして190件。来所相談が314件。ご本人様の同行に関して193件、メール等ですけど、お手紙も入っております、123件。総合計9270件となっております。まず福祉サービスを利用するには計画相談、相談支援専門員の皆様が利用者様のアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成し、受給者証が発行されま

す。その数は相当数になっています。日頃の相談支援専門員の皆様のご苦勞に心から感謝申し上げます。また、事業所関係機関の皆様、利用者様が日々安心安全で生活できるご支援に感謝申し上げます。現在、コロナ渦の中、津市の現況といたしまして、入所施設、ショートステイ日中一時の受け入れが困難な状況にあります。緊急時どうすれば良いのか。グループホームに際しては夜間の職員がみえないことから、ご自分でご自分のことができる方という条件があるところもあります。重度の障がいをお持ちの方はどこを頼れば良いのか等、多くの課題を抱えています。また、子どもさんのケースも毎年増加傾向にあり、私が支援に加入させていただくようになってから5倍以上と把握しております。中でも暴力、子から親へ。親から子へというケース。生活環境から引きこもりケースが成人も含め非常に多くなっています。自傷、他害、破壊といった状況から入院、事件に発展するケースもございます。また、5080問題、6090問題についても親なき後という内容での相談が増えています。ご本人が65歳になられた際状況により介護保険と福祉サービスの利用が岐路となる場合もございます。地域包括との連携は必須となっております。また病院からの退院ケースについてもご本人の状況により居場所等や日中の過ごし方等、組み立てていくと共に医療との連携も大切なものとなっております。今後も皆様のお力添えをお願いいたしますと共に、相談支援センターとしての役目を果たして参ります。

以上、津市地域障がい者相談支援センターからの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 千草会長

はい。ありがとうございました。資料5の説明に入る前にですね、横山委員さんが少し今日は早く退席、退出されますので、少しここで横山委員さんからご発言ありますのでお願いいたします。

#### 横山委員

皆さんこんにちは。済みません、途中で入れていただくようなかたちになりますが、よろしくお願ひします。今、三栗さんと高村さんからのご報告にも関連していると思ひますので、この場を借りまして「はっぴいの一と」の件でご報告させていただきますと思ひます。それで、「はっぴいの一と」も平成22年から24年子どもワーキングで検討した後、自立支援協議会で承認されて実施されました。この「はっぴいの一と」のはっぴいという名前の由縁は、元々県の方の予算で高鶴さんのところの育成会さんが予算を取って下さって作ってくれた小さい「はっぴい・はっぴい」の名前があつたのですけれど、津市に同じようなかたちで障がいを持った人達が、色んなことを記録して正しく次に伝えるみたいな

ノートを作るには同じような名前を付けたら良いという由縁から、平成25年に出来上がったものです。その活動が今9年目に入って、活動をやらせていただいている中で、去年ですね、「つながるハンドブック」を皆さんで作っていただいたお陰で、「はっぴいのーと」と共に「つながるハンドブック」も一緒に配らせていただいております。そしたら、この繋「つながるハンドブック」、こういうのが欲しかったのよってというような意見もありまして、皆さんにご報告させていただきたいと思っております。それから9年経ちますので、6歳だった子どもは15歳に、18歳だった子どもは27歳になられています。この間、色んな活動を通しまして、特に淺沼先生のところの稲葉特別支援学校さんは100パーセント「はっぴいのーと」を持つっていう活動をして下さっているの、このコロナ渦の中でも、稲葉特別支援学校の生徒さんは取りに来て下さったりしています。それでそんなこともありまして、皆さんのご協力の中で進めさせていただいているのですけれども、その中で、こうして連携を取って共通して話せるツールがあるのは凄いなっていうことを実感しております。それで、津市のこの大きな「はっぴいのーと」がこんな大きなものを持ち運びできないっていう発想から少し色々始め意見があったのですけれども、結局は母親一人が孤立しない為にも、大きな「はっぴいのーと」は家族の中で家の中に一つあるのは凄く良かったかなと思っております。それで、その中に県が出した「はっぴい・はっぴい」も使えるよってことで最近はそのもお話をさせていただきながら、そして県が出したパーソナルファイルの方も一緒に啓発しながら進めさせていただいてる事業になっておりますので、ご報告させていただきます。それで、色んなところと連携取らせていただくのですが、今年は来月なのですが、津市の社協さんの方で職員さん向けに「はっぴいのーと」の説明会を2回させていただきます。60名位の方が聞いて下さると聞いております。それから教育研究所さんとか教育委員会の方からもご依頼があつて説明にも伺っております。この協議会の皆様にもそのことも知っていただきたいと思つて、今日はお時間をと思ひまして発言させていただきます。今度、いなば園さんの地域の障がい児等支援体制機能強化事業と連携するのと、特定相談の方の水谷さんのところの協議会さんと連携させてもらうのと、教育委員会の支援課と連携させてもらつて「はっぴいのーと」の研修会を2回、3回予定しております。その資料を今から共有させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

**千草会長**

はい。では事務局の方から。事務局よろしいですか。画面共有をお願いします。

**横山委員**

ありがとうございます。このかたちでやらさせていただきます。協議会の皆様もどうか皆さんに啓発していただけたらと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。お時間ありがとうございます。こういうかたちで活動を進めさせていただいているのですが、センターパレス3階の津市地域障がい者相談支援センターのお電話を窓口として今も活動しておりますので、このことは凄く大事なかなと思います。少し前までは子どもの担当の相談員さんがお見えになったのですが、今は子ども担当の方がいらっしゃらずに、こども支援課さんに行ったり、直で教育委員会さんなんかに行ってるんですけども、やはり、相談支援センターに子どもの相談のできる窓口があれば、親達はたらいまわし状態っていうような違和感もなく、そこで相談に乗ってもらって、「はっぴいのーと」ももらえてっていう活動になるのではないかと思います。意見と報告です。千草会長ありがとうございます。

#### 千草会長

はい。ありがとうございます。はい。それでは共有画面戻していただきましょうか。共有終わらせて下さい。どうも横山委員さんありがとうございます。続きまして資料の5の虐待対応状況と、資料6の津地域障がい者就業・生活支援センターの報告について、説明をよろしくお願ひします。

(虐待対応状況については非公開)

#### 津地域障がい者就業・生活支援センターふらっと

はい。ふらっとの小田と申します。本日、ふらっと所長で当協議会委員の後藤の都合が悪くなりましたので代わりに説明させていただきます。まず障がい者就業・生活支援センターの役割についてなのですが、障がいがある方が身近な地域で安心して働き暮らしていただけるための支援をさせていただくところです。基本的には一般の企業で障がい者雇用も含めまして就業されている方、もしくは就労を目指されている方が対象となります。ハローワークであったり、障害者職業センターであったり、そういった雇用の関係機関の方を初めまして、様々な福祉事業所の方、医療、教育、色んな関係機関の方々と連携しながら支援をさせていただいております。対象は津市にお住まいの方で、障がいの診断があれば手帳の有無は問いません。具体的にどういう支援をさせていただいているかと申しますと、まずご本人様の思いを聞かせていただきまして、就労経験のない方であったり、現在求職中の方である場合はどういう働き方をしたいか、そういうご希望も聞かせていただいて必要であれば職業センターさんであったり移行支援事業所さんであったり、そういったところで、まずご本人の職業適性をご自身で

も知っていただいて、今後はどういう働き方をしていくかの一つの参考材料に  
させていただいたりもしています。すでに就労されている方に関しましては、職  
場での悩みであったりとか、困っていることがないかであったりなどのご相談  
を受けております。こういった就職活動をしていこうかっていうことが、本人の  
思いを元に決まっていきますと、まず色々な方がいらっしゃいますので、まず履  
歴書の書き方を教えてほしいっていう方も見えたり、面接の模擬練習をしてほ  
しいっていう方もみえたりします。いきなり就職となると中々少し自信がない  
っていう方に関しましては、職場見学の同行であったり、事業所様のご協力の元、  
実習等の受け入れをしていただけた場合は、その同行もさせていただいたりし  
ております。それで、上手く就職活動がいきまして、採用が決まった場合は、そ  
の後その職場で長く安定して働き続けるための支援としまして、職場訪問をさ  
せていただいております。ご本人と事業所様と双方のお話を伺って何か困りご  
とがあった場合は、その解決のためのアドバイスをさせていただいております。  
働き続けるための良い環境作りのお手伝いをさせていただいております。支援  
対象としましては事業所様のお手伝いもございまして、まず障がい者の方を雇  
い入れる際のご相談ということも受けたりしております。たとえば、どういう仕  
事をお任せしたら良いのかなということや職務の切り出しであったりとか、も  
う雇用が始まった場合、どういうふうに接したら良いのか分からないとか、少  
しこういうことで困っているというご相談に乗らせていただいております。これ  
がふらっとの役割です。お手元の資料を見ていただきたいのですが、令和2年度  
の登録者数は564名で、元年とこの3年度の登録者数で微増しています。内訳  
としましては、知的障がいの方と精神障がいの方が大体同じような数で大半を  
占めておりまして、その次に身体障がいの方、その他の障がいにつきましては発  
達障がいの方、難病の方、高次脳機能障がいの方となっております。下の方に  
いていただいて、支援対象者に対する相談支援1の中の職場訪問の件数が58  
4件とありますが、昨年度はやはりコロナの影響をかなり受けておりまして、感  
染予防のために訪問は控えてくださいといわれる企業さんであったりとか、特  
に高齢者の方の施設の方からはそういうご要望もございましたので、令和元年  
度と比べますと350件程職場訪問の件数が減っております。その分ですね、電  
話でご相談を受けることが多くなっていまして、職場の方であったり、ご本人で  
あったり、何か困ってることございませんか、というかたちで状況確認させて  
いただいております。他にもコロナの影響ってことが色々な支援でできてい  
まして、在職中の方対象の在職者交流会っていうのも国からの委託事業の中で  
年4回実施をしていたのですが、やはり感染対策ということで令和2年に関し  
ては0件でした。その他に、障がいをお持ちの方がご自身の就労体験を、現在求  
職中の障がいをお持ちの方に対して話をさせていただくような機会、所謂、ピアサ



ポートの支援の機会、そういったものも色々行っていかないといけなかったんですが、すべてその辺も昨年度はできませんでした。後は雇用に関しましてですが、先日、労働局さんの方から三重県内コロナの影響による解雇件数が45件ということで発表があったと思うのですが、ふらっとの登録者の方も含まれております。数としましては2件なのですけども、現在別の職場で採用が決まって働かれている状況でございます。

ふらっとからの報告は以上です。

#### 千草会長

はい。ありがとうございました。これで最初の事項書の1、令和2年度各種事業等の実績報告、本当に丁寧に皆さん説明をしていただきました。それでは、最初の資料1、2、3も含めましてご発言のある方挙手をいただきましたらこちらから指名させていただきますが、いかがでしょうか。どうでしょうか。資料1、2、3、4、5、6と説明ありましたが、特に皆さんよろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、事項書1の令和2年度各種事業等の実績報告に関しましてはこれで終わらせていただきます。では続きまして事項書の2、令和3年度事業計画について事務局の方から説明をお願いします。

#### 事務局

川北から説明します。資料7につきましては、令和3年度の自立支援協議会の体系図案になっています。この状況で進めたいというふうに事務局は思っておりますので、ご意見があればお聞かせ願いたいというのがあります。昨年と何が変わっているのかといいますと、下の部分のワーキンググループですね。昨年度の地域移行、精神保健福祉、しごとを続けていき、相談支援のワーキングがプラスとなっています。昨年は三つのワーキングだったので四つにしていきたいと、それが全てではないのですが、先ほど津市基幹障がい者相談支援センターの方からもご紹介があったのですけれども、昨年から相談支援員の研修部分の実習を各市町が行うようになりまして、昨年は初任者研修だけだったのですけれども、今年度から現任者の研修、今、実際にお仕事されてみえる方、もしくは資格は持っているけれども実務はしていない方、そういった方の研修の実習部分を今年度からは各市町がしていくこととなりました。それで、その実習のメニューというのが県の方から決められておりまして、自立支援協議会への参加、見学というのが盛り込まれております。研修の参加者につきましては、先ほど初任者研修28人、現任の方はそれ以上になる可能性もありますので、本会の見学とかはかなり難しいため、相談支援ワーキングの方で、それが全ての相談支

援ワーキングではないのですが、今年については対応できないかということもあって、相談支援ワーキングの方を追加しました。初任者、現任者研修、これも毎年、実習の部分は市町におりてくるので、それを含めて今後また考えていけないといけないというのはあると思います。その次に資料8ですが、これは、令和3年度の自立支援協議会に関する開催予定のスケジュールとなっております。どうしても出来たり出来なかったりとか、時期がずれたりというのはあると思うのですが、こういった予定で進めていきたいと思っています。

説明は以上です。お願いします。

#### 千草会長

はい。ありがとうございます。この令和3年度はワーキンググループがひとつ新しく新設されるという説明もございましたが。それでは令和3年度の事業計画に關しまして、ご発言される方は挙手を願いたいと思います。こちらから指名させていただきます。いかがでしょうか。どうですか、事業計画に關しまして、特にこの場ではご発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。特にご発言等ないようでございますので、事項書2の令和3年度事業計画に關しまして、これで終了させていただきたいと思います。

それではここまででございますけれど、その他、事務局からありましたらお願いします。

#### 事務局

すみません。川北の方から。今後の事業計画の中には、前段の方で説明させていただいた地域生活支援拠点についても、今年度、次年度、事業の中に入りますので、それだけ加えさせていただきます。

その他連絡といたしまして、これはもう皆さんご存知かもしれませんが、つい、6月ですかね、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について、今年中にできるということです。これは障がい福祉の分野だけではなくて、保育、学校、障がい等々という形でいろんな部署にまたがるものと思われるので、情報を共有していきたいと思っております。後ですね。高鶴委員のところをお願いしている知的障がい者の「広がれ友情・広がれ仲間」の開催なのですが、11月21日に開催の予定というのを昨年中から決めて様子を見ていたのですが、やはり、津の祭りとかも中止となっている関係もありまして、これについては、残念なのですが、昨年に引き続き開催の方は中止ということでお知らせさせていただきます。

事務局からは以上です。

千草会長

はい。ありがとうございます。ではこれで私の方はこれでお役御免でございますが、最後にどうですか。事務局さんの方から閉会にあたって何かありましたらどうぞ。

事務局

それではすみません。課長の方からご挨拶の方だけさせていただきますので。

事務局

本日は皆さま長時間にわたりありがとうございます。なお、次回10月の開催を予定しております。日程が決まり次第、各委員へのご連絡と会議資料の送付をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で令和3年度第1回津市地域自立支援協議会の方を終了させていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は、皆様、どうもありがとうございました。